**平成２８年度第２回佐賀市環境審議会議事概要**

日時　平成29年2月9日（木）

9：30～11：30

場所　佐賀市役所大財別館４階会議室

**出席者　（敬称略）**

■環境審議会委員15人

　　市場正良（会長）、兒玉宏樹、髙島千鶴、林信行、山西博幸、飯盛啓生、

副島恵美子、宮﨑順子、島ノ江修治、橋本辰夫、桑原博美、

菊池典男、木原和磨、池上敏昭、秀島しのぶ

（欠席：小城原直、坂田艶子、中原正登）

　■事務局

環境政策課（喜多部長、百崎課長、倉持副課長、満武主査、内田主事）

　　循環型社会推進課（森課長、渡島参事、渕上副課長、羽立係長、馬場係長）

環境保全課（和田課長、手塚係長、太田主任）、衛生センター（森脇所長）

バイオマス産業都市推進課（本山課長）

**傍聴者**

０人

**議事内容**

**（１）佐賀市環境マネジメントシステムの運用状況について**

　　事務局からの説明の後、質疑応答を行った。

**【質疑】**特定外来生物（水草）の除去や対策には、官民協力が必要と思われるが、地元の取り組みやそれに対する補助はどうなっているのか。

**【回答】**特定外来生物の水草は繁殖力、再生力が強く、除去方法を誤ればかえって生息域を拡大するおそれもあり、今のところ行政主体で行っているが、今後は生産組合など、住民に協力いただくことも検討が必要と考えている。

**【質疑】**「地球温暖化を防止するまち」の評価は、温室効果ガスの排出量になるが、佐賀市全体で電気やガスの使用量はどうなっているか。

**【回答】**市の温室効果ガスの排出量の暫定推計では、減少傾向にある。ただし、市全体の電気やガスの使用量の把握が難しく、都道府県別のエネルギー消費データを使用して推計している。今後の温室効果ガス削減計画策定の際、改めて算出方法も検討したい。

**【質疑】**空き家の解体に対する助成をされているが、リフォームに対する助成や、何らかの利用の方向で検討できないか。

**【回答】**佐賀市空き家等対策計画において、活用方法など検討されている。

**【質疑】**バイオディーゼル燃料の燃費はどの程度か。

**【回答】**平成27年度実績で、ランニングコスト、精製量から算定すると1リットルあたり115円程度となる。

**【質疑】**川を愛する週間に地域住民による河川清掃をされているが、河川のどういう状態を目指すのか。地域ではどこまでメンテナンスしてよいのか。

**【回答】**市民の皆様には河川清掃についてお願いをしているが、状況に応じて、参加している佐賀市水対策市民会議などで提案したり、専門家の意見を聞いたりできる。

**【質疑】**市施設の自家発電の熱の利用はどうなっているのか。

**【回答】**清掃工場については、ごみの焼却による自家発電を行い、温水発生装置によって、清掃工場内での使用及び健康運動センターへの温水供給に利用している。

**【質疑】**環境法令遵守未実施事項について、紙媒体の産業廃棄物管理票（マニフェスト）でなく、電子マニフェスト活用はいかがか。また、フロン類が使用されている機器について、全庁で何台程度あるか。

**【回答】**電子マニフェストについては、今後調べて研究していきたい。フロン排出抑制法に基づく点検義務が必要な業務用空調機器、業務用冷凍冷蔵機器は、1,400台程度ある。

**【質疑】**フロン排出抑制法に基づく専門業者による定期点検の進捗状況はどうか。

**【質疑】**毎年点検が必要な機器は実施済み。３年に１回の点検義務の機器は、法施行から２年目で未実施がほとんどなので、今後点検について呼びかけていきたい。

**【質疑】**ノーカーデーの実施状況について、全職員を対象母数とするよりも、常時自動車で通勤している人にする方が、取り組み効果がわかりやすい。

**【回答】**どのような把握ができるか今後の課題として検討したい。

**【質疑】**職場排出物を重量で表示されているが、嵩やトラック何台分の量などで示す方がわかりやすい。

**【回答】**それぞれの職場からの排出量を計る必要があり、嵩などで示すことは難しい。

**【意見】**産廃等の収集をする際に、トラック何台分などの把握が可能ならば参考にお願いしたい。

**（２）騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に係る規制地域の見直しの素案について**

事務局からの説明の後、質疑応答を行った。

**【質疑】**①騒音や振動の基準をｄＢで示されているが、例えば‘トラックが横を通った位の騒音’など補足で書かれてある方がイメージしやすく分かりやすい。

②野焼きに対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）において、どのような対応をされるのか。

**【回答】**①パブリックコメントを行う際に、分かりやすく示したい。

②野焼きは廃掃法の適用外だが、野焼きと称してプラスチックや家庭ごみを燃やされることや、庭木などを燃やされる場合も苦情があるなど、直に原因者のところへ出向いて対応している。

**◎その他（事務局からの連絡）**

平成29年11月7日から11月11日の5日間アジア湿地シンポジウムが開催される。詳細が決まれば、委員各位にお知らせするので、協力方よろしくお願いしたい。

**閉会**　11：30終了